

そのサイト、大丈夫？ネット通販で商品を購入する前に確認を！
ー「悪質通販サイト情報」を公表しますー

国民生活センター越境消費者センター（以下、越境消費者センター）には、日本語表示の通販サイトで商品を購入したが、「海外から発送された商品が届かない」、「購入した商品が模倣品であるとの税関からの通知が届いた」などの相談が寄せられています。こうしたトラブルに消費者があわないよう、越境消費者センターでは、実際に寄せられた相談の中から、随時「悪質通販サイト情報」を越境消費者センターウェブサイト上で公表しています。

主な相談事例

- 【事例1】**日本語表示の通販サイトで海外メーカーのかばんを注文しクレジットカード決済した。事業者から荷物を発送したとの連絡があったが、なかなか荷物が届かない。そのため、事業者に解約し、返金してほしいと連絡したが返信がない。インターネットで調べたところ、本物と思われる別サイトが見つかり、偽サイトで購入してしまったようだ。
- 【事例2】**通販サイトでブランドスニーカーを購入し、クレジットカード決済した。その後、税関から模倣品の疑いがあるとして、認定手続開始通知書が届いた。事業者に返金してほしいとメールしたが連絡がない。

消費者へのアドバイス

- ①購入前に通販サイト内の表示や支払い方法等をよく確認しましょう
 トラブルが寄せられる事業者サイトには、主に次のような特徴が見受けられます
 - ・サイト内の日本語が正しく表記されていない
 - ・市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている
 - ・ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
 - ・支払い方法が限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である
 - ・キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない
 - ・サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない など
- ②越境消費者センターウェブサイト上で悪質通販サイト情報を確認し、掲載事業者からは購入しないようにしましょう
- ③もし注文手続を進めてしまったら、注文確定をする前に、最終確認画面を確認しましょう
- ④万が一、商品が届かない等のトラブルにあってしまった場合は、決済関連事業者に相談しましょう
 - ・クレジットカード決済の場合
 クレジットカード決済を行っていた場合、クレジットカード会社に対してトラブルにあったことを連絡することで、クレジットカード会社から対応が得られる場合があります。
 - ・銀行振込の場合
 銀行振込で支払ったお金を取り戻すことは非常に困難ですが、できるだけ早く振込先銀行に事情を伝え、相談しましょう。併せて、最寄りの警察に被害を届け出るようにしましょう。警察に相談した場合は、その旨も振込先銀行の相談窓口へ伝えましょう。【国民生活センター】

**悪質通販サイト情報
も公表します**

**「このサイト、大丈夫？」と思ったらチェック！
ここに掲載されていたら注文しない！**

トラブルの相談は
消費者ホットライン「188」
国民生活センター越境消費者センターへ！



 独立行政法人
国民生活センター（2024年6月）

★クイズ★7月は「海の月間」！プラスチックと生き物クイズに挑戦！

7月は「海の月間」
 海岸に漂着する人エゴミの42%がプラスチックゴミ。プラスチックは海中の有害物質を取り込みやすく、それを食べた海洋生物に蓄積される可能性も。
 問題：マイクロプラスチックが体内から見つかった生き物は次のうちどれでしょう？

- ① 魚介類 ② 海鳥 ③ 人間



※答えは裏面

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

相談事例

- 【事例1】車を売却、引き渡し後に事故車と判明したので買取金額を下げると言われた
- 【事例2】契約の3日後にキャンセルしたら、説明や記載のないキャンセル料を請求された
- 【事例3】中古車を売却したが、何かと理由をつけて代金が振り込まれない

消費者へのアドバイス

- ① 査定して契約した後に、修復歴や事故歴を理由とした契約の解除や減額には応じる必要はない!
買取業者は査定のプロとしての注意を払って買取金額を算出しています。その査定額で契約した後に、修復歴や事故歴を見落とした等として、買取業者から減額や解約を求められた場合でも応じる必要はありません。ただし、売却する車に修復歴や事故歴があると知っていた場合には、必ず査定時に買取業者へ申告しましょう。
- ② クリーニング・オフはできない!事前に契約書をしっかり確認する!
- ③ 特にキャンセル条項や支払条件など、事前に必ず確認する!
- ④ 少しでも不安に思ったら早めに消費生活センター等に相談する
【国民生活センター】

車を売る際は要注意!
中古車の売却トラブル

契約の数日後…



《コラム》自転車は交通ルールを守って、安全に ～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

自転車に乗っていて、または、自転車で走っている人に対して、危ない!と思うことって、ありますよね。特に、朝の通勤通学時間帯など、急いで自転車をこいでいる人が多いときは、ヒヤッとすることがよくあります。

警察庁によると、令和5年中の自転車関連事故（自転車が第一当事者または第二当事者となった交通事故）は、72,339件もあったそうです。毎日、200件近く、自転車に関連する交通事故が起きているということになります。

また、令和元年から令和5年の間では、自転車関連の死亡・重傷事故は、相手が自動車である場合が一番多く、事故の態様としては、出会い頭衝突による事故が一番多かったそうです(出典：警察庁ウェブサイト：<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>)。

自転車は、「軽車両」であり、自転車を運転するときには、道路交通法を守らなければなりません。きちんと一時停止や安全確認をしていれば、出会い頭衝突事故を減らすことができます。

また、皆さんご存じのとおり、令和5年4月1日から、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務化されています。ヘルメットを着用していない場合の自転車事故による致死率は、ヘルメットを着用している場合の約2.7倍にもなるそうです(警視庁ホームページ)。

中学生はともかく、高校生は、ヘルメットを着用していない人が多いですね。まずは、私たち大人がヘルメットを着用し、見本を見せることから始めてみませんか。

★クイズの答え 正解：①・②・③

- ① 2015年、東京湾で捕れたカタクチイワシの8割近くの内蔵からプラスチックが見つかっています。
- ② 2015年の調査で海鳥の90%が誤飲していることが分かっています。
- ③ 2022年、人間の血液にプラスチック建材と見られる5種類のポリマーが検出されています。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

- ・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285
- ・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174
- 【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
- 【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

